

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 幕別町議会議員会研修会

(1) 目的

町民にわかりやすい開かれた議会を目指すために必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会改革の向上に資するため。

(2) 派遣場所

芽室町議会及び幕別町役場会議室

(3) 派遣期間

令和2年1月16日（1日間）

(4) 派遣議員

全議員 19人

2 その他

上記1及び2の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。